

守口市路上喫煙の防止に関する条例（案）骨子 についてのパブリックコメント募集結果

パブリックコメントを実施した結果、貴重なご意見を頂きありがとうございました。以下に、結果概要ならびに、ご意見に対する市の考えを公表いたします。

1. 募集期間

平成 29 年 1 月 13 日（金曜日）から平成 29 年 2 月 11 日（土曜日）まで

2. 募集方法

広報もりぐち 2 月号及び市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「守口市路上喫煙の防止に関する条例（案）骨子」、「募集要領」、「意見提出用紙」を設置するとともに市ホームページからダウンロード可能とし、回収ボックス投函、持参、郵送、ファックス、Eメールにより意見を受け付けました。

3. 募集結果

下記のとおり 13 名の方から提出がありました。その意見を分類・整理し、それぞれの内容について守口市の考え方を掲載しました。

4. 提出方法及び提出件数

提出方法	提出人数
回収ボックス投函	5 人
持参	1 人
郵送	3 人
ファックス	0 人
Eメール	4 人
合計	13 人

5. 意見の分野ごとの内容件数

意見の分類	件数
1. 条例の制定について	2 件
2. 目的について	1 件
3. 定義について	2 件
4. 責務について	1 件
5. 喫煙者への配慮について	4 件
6. 路上喫煙禁止区域について	4 件
7. 喫煙場所の設置について	10 件
8. 過料について	6 件
9. その他	11 件
合計	41 件

(1) 条例の制定について

ご意見の要旨	市の考え方
路上喫煙条例が、喫煙行為そのものを排除しようとする目的で制定されるのであれば、たばこ販売店にとって重大な問題である。喫煙規制は、たばこ離れを助長し、喫煙者の減少の大きな要素になっており、たばこ販売店の生計にも関わっている為、条例の制定には反対である。	条例(案)は、禁煙を求めるものではなく、喫煙マナーを守って、喫煙する方もしない方も互いに心地良く市民生活を送って頂くための、迷惑のかからない喫煙をして頂くことを目的としています。
喫煙者であるが、自転車から投げられたたばこに当たりそうになったことがあることや、全ての路上って言ってるわけでもないため条例案には反対しません。	ポイ捨て、火傷や服の焦げなどの防止のため、自転車での喫煙も対象としています。また、市内全ての路上では、喫煙により迷惑のかからないように努めることと定めます。

(2) 目的について

ご意見の要旨	市の考え方
市民等の身体の安全確保及びマナー向上、住みたいまちにするため「受動喫煙の防止」を明文化してほしい。	受動喫煙防止は、健康増進法においてすでに規定し、行政として啓発しています。また、同法では、室内又はこれに準じた環境において他人のたばこの煙を吸わされることを「受動喫煙」と定義されており、路上(屋外)が対象の条例(案)では、明文化はしていません。

(3) 定義(路上喫煙)について

ご意見の要旨	市の考え方
電子たばこや加熱式たばこは規制の対象に含んでいるのか。ニコチンを含むものは対象とすべきである。	「たばこ」の定義を、たばこ事業法に規定する製造たばこで、喫煙用に製造されたものと規定します。たばこの葉を使用した加熱式のもの、火傷などの危険性はありませんが、少なからず煙を出し、また吸い殻がポイ捨ての原因となることも考えられるため、今回の条例制定時には対象とします。ただ、この種のたばこは現在新製品が発売されるなど、過渡期にあると考えています。また、国においては、室内での喫煙の対象とするか検討中であり、今後はそれらも踏まえ、適正な運用をしていきたいと考えています。
喫煙、受動喫煙のたばこに、非燃焼の加熱式たばこや電子たばこ等の新型たばこも含め禁止することが必要である。理由として紙巻きたばこと同様にニコチンや種々の発がん性物質が含まれており、吐き出す呼気にもニコチンが含まれ、受動喫煙による急性心筋梗塞・肺がん・口腔がん・胃がん・腎臓ガンなどが含まれさまざまなリスクがある。また、紙巻きたばこと違い、発生する有害物質が見えにくい為、周辺の人々は受動喫煙を避けられず、かえって危険である。	

(4) 責務について

ご意見の要旨	市の考え方
責務の明確化について健康増進法の改正に併せて「しなければならない」に改正される考えはあるのか。	健康増進法は、室内又はこれに準じた環境における受動喫煙について定められているものです。条例(案)は、あくまで路上(屋外)を対象としていますので、直ちに改正することはありません。

(5) 喫煙者への配慮について

ご意見の要旨	市の考え方
たばこは合法的な嗜好品であり、「路上喫煙防止の条例(案)」については反対である。政府が建物内を全面禁煙とする健康増進法改正案を国会に提出すると知りましたが、税金だけ取ってにおいて、建物内も吸えない外でも吸えないとなると、どこでたばこを吸えば良いのか。	条例(案)は、禁煙を求めるものではなく、喫煙マナーを守って、迷惑のかからない喫煙をして頂くことを目的としています。喫煙場所で喫煙するなど、喫煙マナーを守って頂くよう、ご協力をお願いします。
国は公共施設・飲食店等の屋内での喫煙規制を行う準備をしています。屋内が禁煙・路上が禁煙となれば、喫煙者の立場はどうなるのでしょうか。喫煙者の喫煙する嗜好にも人権がある。	
条例制定を良いことに、たばこを吸える場所をこの先減らしていくことには反対である。公園は喫煙 OK にしてほしい。路上はそうもいかない場所があるので仕方ないが、公園は広いから受動喫煙が嫌いなら近寄らなければよい。周辺に気を遣ってる喫煙者だっています。「喫煙者=悪人」という価値観を植え付けたくない。	喫煙禁止区域は、条例制定後に指定することを予定しています。喫煙場所の設置も行っていく方向で考えており、喫煙禁止区域全域で喫煙できなくなるわけではありません。
喫煙者の人権も尊重して、吸う人もそうでない人も共存できる条例を制定してほしい。	条例(案)は、禁煙を求めるものではなく、喫煙マナーを守って、迷惑のかからない喫煙をして頂くことを目的としています。たばこを吸う方、吸わない方が共に心地良く市民生活を送って頂くための、共存できる条例制定が目的と考えています。

(6) 路上喫煙禁止区域について

ご意見の要旨	市の考え方
<p>市外から来た人にも禁止エリアがどこなのかを明確にわかるよう表示してほしい。</p>	<p>喫煙禁止区域は、看板や道路標示を使い、わかりやすい表記にしたいと考えています。</p>
<p>禁止区域を設けるのではなく、路上喫煙は全面禁止として、喫煙室を設置したら問題点が少ないのではないかと思う。</p>	<p>喫煙禁止区域は、人通りが多いなど、特に必要と認める区域を指定しますが、この区域は、単に喫煙を禁止するだけでなく、啓発の発信の場とも考えており、この区域から、喫煙禁止区域以外でも、迷惑のかからない喫煙マナーを身に付けて頂くことを発信する区域と考えています。</p>
<p>区域指定については、最初から広域指定するのが長い目で見て効率的であり、受動喫煙による健康被害の防止のために良いと考える。</p>	
<p>対象地域は、人通りが多い駅周辺、商店街等はもちろんのこと、保育所、幼稚園、学校周辺道路も対象とし、子どもたちをたばこの火や受動喫煙の害から守ってほしい。</p>	

(7) 喫煙場所の設置について

ご意見の要旨	市の考え方
<p>「路上喫煙禁止区域」など人が多く集まる場所には必ず「喫煙所」を設置してほしい。</p>	<p>条例(案)は、禁煙を求めるものではなく、喫煙マナーを守って、迷惑のかからない喫煙をして頂くことを目的としています。喫煙場所の設置も行っていく方向で考えています。また、看板等には喫煙場所を明記する予定です。ただし、喫煙場所の選定にあたっては、人の動線を避けることや、煙の拡散も考慮に入れて設置します。喫煙場所数については確定していませんが、たばこを吸う方、吸わない方が共に心地良く市民生活を送って頂けるよう、整備していきます。</p>
<p>禁止エリア内には喫煙所を整備してほしい。</p>	
<p>喫煙場所を増やすべきだと思う。</p>	
<p>規制場所内には、喫煙者が気兼ねなく喫煙を楽しめる空間の喫煙場所を設置してほしい。</p>	
<p>禁止エリアと喫煙場所の位置がわかる地図が必要である。また何箇所か喫煙コーナーを設置してほしい。</p>	
<p>路上喫煙禁止区域の指定については、多くの喫煙者がマナーを守って喫煙していることも考慮し、禁止区域内に適切な場所に必要な台数の灰皿を設置する等、たばこを吸う方と吸われない方の双方が納得のいくバランスの取れた対応をお願いしたい。</p>	
<p>罰則規定である過料処分による条例遵守の徹底及び罰則適用の公平を図る為には、継続的並びに徹底的な巡回パトロールなどが必要となり多大な費用を要するものと思料</p>	

<p>される。また、過料による抑止力により、禁止区域内での路上喫煙は一時的には減ると思われるが、それだけで喫煙者の意識が変わると思われない。それらの費用を喫煙所の整備の拡充する事で、喫煙者のマナー向上にも一役担えるものとする。</p>	
<p>路上喫煙禁止は反対である。最近、飲食店、駅、その他色々な場所で灰皿が消えている事が多くなり、仕事終わりや遠出などでホッとしたい時に出来なくなっており、そんな場所を離れて路上で吸うしかない。もっと喫煙場所を増やすべきだと思う。</p>	
<p>駅前や人の集まる主要な場所には、喫煙所を建てるべきである。喫煙できる場所が少なすぎて路上で仕方なく吸っている。喫煙可能なエリア(公園や喫煙所)も増やしてほしい。</p>	
<p>喫煙所について、オープンスペースでの喫煙所はたばこの煙が周辺に拡散し、受動喫煙の危害が避けられない。たとえ閉鎖型の喫煙室であっても煙は漏れることや、煙除去システムでも有害物質は十分に除去しきれないなどからも禁止地区内に将来的にも喫煙所を設置すべきではない。</p>	<p>喫煙禁止区域内には、喫煙場所の設置も行っていく方向で考えています。喫煙場所の選定には、人の動線を避けることや、煙の拡散も考慮に入れ、設置をしていく考えです。</p>

(8) 過料について

ご意見の要旨	市の考え方
<p>過料まで科して、完全に禁止するだけではマナーは向上しません。違反者に過料を科さないでほしい。マナーを守りやすくする環境作りも必要である。</p>	<p>路上喫煙の問題は、基本的にマナーの問題です。ただ、喫煙マナーの向上を啓発するだけでは、ポイ捨て、火傷や服の焦げ、煙による迷惑の防止など十分な効果は得られないと考えます。そのため、条例の違反者に対し過料を科すことにより、実効性を確保したいと考えています。ただし、最終的には迷惑となる喫煙を防止し、マナーを身に付けて頂く契機とすることが目的ですので、市の指導・勧告に従って頂ければ過料の対象としません。あくまで、指導に従って頂けない場合のみ、過料を科す考えです。</p> <p>過料の額については、過料を科す目的や他市の事例等を踏まえ、1,000円に設定しました。</p>
<p>条例で規制されれば従うのは当然であるが、過料までは行き過ぎだと思う。喫煙者はたばこ税を負担している。</p>	
<p>罰則適用はやめてほしい。</p>	
<p>禁止条例を制定すれば良いというものではない。まして料金を課すようなことは、絶対に反対である。</p>	
<p>正当な理由がなく勧告に従わない時は1,000円以下の罰金を取るなんてふざけている。</p>	
<p>路上喫煙禁止区域で指導に従わない者は、2万円以下の過料に処するなどを盛り込み、実効性を担保してほしい。</p>	

(9) その他

ご意見の要旨	市の考え方
<p>禁止区域から一步出ただけの場所やコンビニなどの入口で喫煙者の対策はどのようにされるのか。</p>	<p>市に管理権限のない場所については、それぞれの管理者の判断となりますが、灰皿等が喫煙禁止区域に近い場所に置かれている場合は、喫煙禁止区域の趣旨を管理者に御説明し、灰皿の場所を替えて頂く等の協力を求めていく考えです。</p> <p>なお、自転車での喫煙は、条例の対象となります。</p>
<p>子供・未成年・妊産婦・アレルギーの人への受動喫煙の危害防止から店の敷地内の店頭や駅の出入口等に設置されている灰皿であっても禁止すべきである。</p>	
<p>車道を自転車で走行しながらの喫煙やマンションの駐車場は条例適用外ですか。</p>	<p>喫煙禁止地区を指定するだけでは、路上喫煙は減らないと考えていますので、指定後は、見回り・啓発をしていく予定です。</p>
<p>その他、飲食店などの室内に係る規制や、禁煙そのものを求めるもの、また他市で取り組んでいる運動などのご意見を頂きました。今後の参考とさせていただきます。</p>	